

同胞の「帰還」

——カザフスタンにおける在外カザフ人呼び寄せ政策——

おか な つ こ
岡 奈 津 子

《要 約》

カザフスタンは独立後、帝政ロシアおよびソ連時代の植民地的政策や戦乱によって離散した同胞を呼び寄せ、少数派に甘んじていたカザフ人人口を増大させて、共和国を名実ともにカザフ人の国家とすることを目指した。カザフ人のみを優遇する移民政策は世論の強い反対もなく、当面維持される可能性が高い。これは権威主義体制の下で非カザフ人の民族的異議申し立てが封じ込まれているほか、カザフスタンではむしろ現地のカザフ人のあいだで言語的・文化的ロシア化が進行しており、異文化に同化した在外同胞は排除すべきだという主張がされにくいことなどが背景にある。

しかし在外同胞の招聘は当初の政治目的を失いつつある。ロシア人らの大量出国によって短期間でカザフ人の人口の優位が確立し、民族構成を変化させるツールとしての在外同胞呼び寄せの重要性は薄れたからだ。カザフ人移民はもはや同胞というだけでは歓迎されず、労働力としての「質」を問われ始めている。

はじめに

- I なぜ呼び寄せるのか
- II 誰を呼び寄せるのか
- III 在外カザフ人の移住——同胞の帰還か、それとも経済難民か——

おわりに

はじめに

冷戦終結およびソ連崩壊は、それまで接触が極めて限られていたソ連の諸民族と国外に住む彼らの民族的同胞との交流を可能にした一方で、その領域を15の共和国に分断し新たに在外同胞^(註1)を作り出した。これを受けて、かねてか

ら同胞を受け入れていたソ連以外の国々、および新たにそのような意志を表明した旧ソ連諸国へと、(たとえそれが便宜的なものであったにせよ)民族を理由とした大規模な移動が発生することになった。なかでも顕著だったのがドイツおよびイスラエル、そして新生ロシアへの移住である^(註2)。これらに代表される諸民族の「祖国」への「帰還」は、程度は異なるものの、送り出し国および受け入れ国において政治・社会・経済的に無視できない影響を与えている。

カザフスタンは独立後、在外同胞に「帰国」を呼びかけてきたが、在外カザフ人の移住が1990年代にはさほど進まなかったこともあっ

て、その呼び寄せ政策に関する先行研究は限られている^(註3)。その一つである Cummings (1998) は政策の概要と国内政治に与えた影響を論じており、当時の分析としてはおおむね妥当だが^(註4)、1990年代末以降は移民の数と送り出し国の構成が大きく変化し、それに伴って呼び寄せの意義も変わりつつある。

旧ソ連諸国のなかで在外同胞を受け入れている国としては、ロシアがもっともよく知られている。ただしロシアは民族的ロシア人だけでなく旧ソ連市民すべてを「同胞」と定義しているため、厳密にはその移住政策は民族的原則に基づいているわけではない^(註5)。中央アジアでは、クルグズスタン（キルギス共和国）が国外のクルグズ人に移住を奨励しているが、地域最大の在外同胞を抱えるウズベキスタンは、その受け入れには消極的である^(註6)。

そこで本稿では、カザフスタンの同胞呼び寄せ政策を近年の変化を踏まえて分析するとともに、より長い歴史をもつ他国の事例と比較することによって、その特徴を浮き上がらせてみたい^(註7)。特定の民族を対象とした移住政策をとっている国家の代表例はイスラエルとドイツであるが、両者の間には違いも少なくない。イスラエルへの移民（アリヤー）の権利は1950年帰還法によってすべてのユダヤ人に付与されており、地理的・時間的な制限は設けられていないが、第二次世界大戦の戦後処理の一環として始まったドイツの被追放者受け入れは、共産圏のドイツ人のみを対象としていたため冷戦終結によりその意義を失った^(註8)。また、1990年代に旧ソ連のユダヤ系およびドイツ系住民の移住が激増し、彼らの社会的統合という問題が生じたとき、ユダヤ人人口の維持・増大が国家の

存続に決定的な意味を持つイスラエルにおいては「帰還」政策は維持されたが、ドイツでは見直しを迫られることになった。カザフスタンの移民政策は、呼び寄せの対象および政策への異議申し立てという点で、イスラエル型・ドイツ型双方の要素を持つ。

以下では第Ⅰ節で、カザフスタンがなぜ在外同胞を招き入れる必要があったのか、その背景を示す。続く第Ⅱ節では、呼び寄せの対象とされたのが誰なのかを、カザフスタンの憲法および法律から明らかにする。そして第Ⅲ節では、同胞呼び寄せ政策を国民がどのように受け止めているのかを考察し、イスラエルとドイツの事例と比較しながらカザフスタンにおける「帰還」政策の今後を展望する。

I なぜ呼び寄せるのか

基幹民族を優遇する移民政策をとっているイスラエルとドイツではいずれも、ユダヤ人やドイツ人の移住は単なる移住ではなく「父祖の地への帰還」と位置づけられている。ただしドイツとは異なり、イスラエルの場合は建国以来、それがユダヤ人人口の維持・拡大に重要な役割を果たしている。カザフスタンにおける在外同胞の呼び寄せもまた、カザフ人の「帰還」および人口拡大という要素を含んでいるが、これに加えて両国の移民政策にはない第3の目的——基幹民族の言語・文化の復興——も存在する。

1. 「植民地支配」の遺産

在外カザフ人呼び寄せ政策の目的の一つは「植民地支配」の克服である。帝政ロシアおよびソ連時代、多くのカザフ人遊牧民が入植者に

土地を追われ、定住の強制を嫌って、あるいは政治的混乱や戦火を避ける目的で周辺諸国へ逃れた。その結果カザフ人はカザフスタンで少数派となる一方、その領域外に数百万のカザフ人コミュニティを形成することになった。このような経緯からカザフスタンの政治エリートは、かつて父祖の地を去ることを余儀なくされたカザフ人の「帰還」を実現することは、歴史的正義であると考えたのである。

遊牧民が暮らしていたカザフ草原の住民構成に大きな変化をもたらされたのは、この土地がロシア帝国の直接支配下に入った19世紀以降のことである^(註9)。ヨーロッパ・ロシアからロシア系の移民が大量に移住すると、土地を奪われたカザフ人のあいだでは不満が高まった。帝政ロシア政府による第一次世界大戦への徴用令をきっかけとする1916年反乱の際には、カザフ人もほかの中央アジア諸民族とともに抵抗したが、その一部は周辺諸国に難民となって逃れた。さらにロシア革命(1917年)とそれに続く内戦期にも、戦火や混乱を避けて多くのカザフ人が難民化した。

ソビエト政権の樹立後も多くの苦難がカザフ人を待ち受けていた。1930年代には、強制的な遊牧民の定住化・集団化、それによって引き起こされた深刻な飢餓により、当時のカザフ人人口の4割に相当する175万人が死亡、生存者の約半分が周辺の共和国やソ連国外に逃れたとされる[Abylkhodzhin, Kozybaev and Tatimov 1989, 65-67; Kozybaev, Abylkhodzhin and Aldazhumanov 1992, 27-35]。他方、第二次世界大戦中のソ連ヨーロッパ部からの企業疎開、戦後の鉱工業開発や北部の「処女地開拓」に伴い、カザフスタンへは外部から大量の労働者や技術者

が流入した。さらに、1930~40年代にはドイツ人や朝鮮人など、ソ連各地から強制移住させられた諸民族が送りこまれた。このようなカザフ人の死亡、難民化、および絶え間ない異民族の流入の結果、1897年には全人口の71.1パーセントを占めていたカザフ人は、1939年には38.3パーセントに激減し、1959年にはさらに30.0パーセントにまで落ち込んだ[Alekseenko 2008]。

ただし、かつての難民は必ずしも現在の在外カザフ人とは一致しない。在外カザフ人すべてがやむを得ず故郷を離れた人々(およびその子孫)というわけではないからだ。自らの移動によってではなく、国家間の線引きおよびその変更のためカザフスタンの領域外に住むことになったカザフ人も少なくない。そもそも、ソビエト政権下で現在のカザフスタンの原型が作られたとき、それはカザフ人の居住領域をすべて含んではいなかったし(いずれにせよ、そのような線引きは不可能に近い)、その後も周辺の共和国とのあいだで境界線の変更がしばしば行われた^(註10)。1991年のソ連崩壊によって、それまで行政区域を分ける程度の意味しか持たなかった共和国間の境界線が独立国家間の国境となると、カザフスタン以外の共和国に住むカザフ人は、一夜にして「祖国」と切り離されてしまったのである。

他方、ロシア革命や内戦、農業集団化、大粛清、飢饉などを理由にカザフスタンから逃れた人々のなかには、カザフ人以外の民族出身者もいる。これらの政治・経済的混乱によって移住を余儀なくされたという理由で帰国の自由を認めるのであれば、その権利はすべての元住民(およびその子孫)に与えられるべきだとい

となる。実際カザフスタン政府は当初、カザフスタンからの移住を強いられた人々であれば、民族を問わず帰還の権利を認めていた。しかし後述するように、1997年移民法により招聘対象がカザフ人被追放者に限定され、さらに2002年移民法改正によって、カザフ人であればカザフスタンからの移住の有無あるいはその経緯は問われないことになった。一方、かつての住民でも非カザフ人は、(国籍取得において若干の優遇措置はあるものの)一般の外国人扱いとなったのである。

2. 多数派の地位の復活

在外同胞呼び寄せの第2の目的は、カザフスタンにおけるカザフ人人口の増大である。上述したように、カザフ人の激減とロシア系を中心とする非カザフ人の絶え間ない流入により、ソビエト政権下のカザフスタンでは基幹民族が「自分の」共和国でマイノリティに転落した。ロシア系住民が1970年代から流出に転じると、相対的に高い出生率にも支えられて、全人口に占めるカザフ人の割合は徐々に回復した。しかし1980年代半ばに至るまで、カザフ人の人口はロシア人のそれを下回っており、1991年の独立時においてもカザフ人のシェアは全人口の過半数に満たなかった。在外カザフ人の「帰国」は、このような民族バランスを変えるものと期待されていたのである。

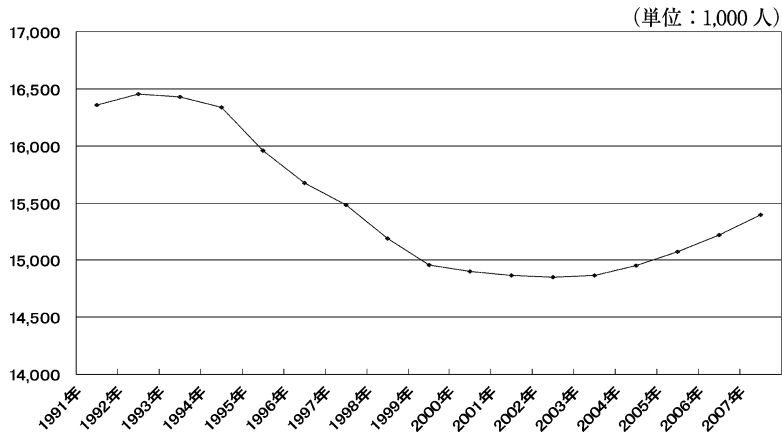
基幹民族が多数派の地位を達成・維持するために在外同胞を呼び寄せるといった移民政策は、イスラエルにも共通する。ただし、イスラエルにおいては在外同胞の「帰還」がユダヤ人のシェア拡大に中心的役割を果たしたのに対し [Joppke and Rosenhek 2002, 309], カザフスタ

ンではその影響は(少なくとも1990年代には)限定的であったという点で大きな違いがある。独立後の民族構成の変化に決定的なインパクトをもたらしたのは、カザフ人の流入ではなくロシア人などヨーロッパ系民族の大規模な流出であった。

ここでソ連崩壊後のカザフスタンにおける人口の推移を見てみよう(図1)。全人口は1992年をピークに減り続け、1999年には1500万人を下回った。2004年ごろから増加に転じているものの、いまだに独立時の水準を回復するには至っていない。図2は1992年から2005年までの国際人口移動を示しているが、ここからわかるとおり、1990年代の人口流出が著しく、その大部分をロシア人が占めている。他方、カザフ人の国際人口移動バランスは独立直後の時期を除きゼロに近い水準にとどまっており、2000年によく流入が流出を上回るようになったものの、彼らの「帰還」が民族構成の変化に与えた影響はロシア人の流出に比べればはるかに少ない。

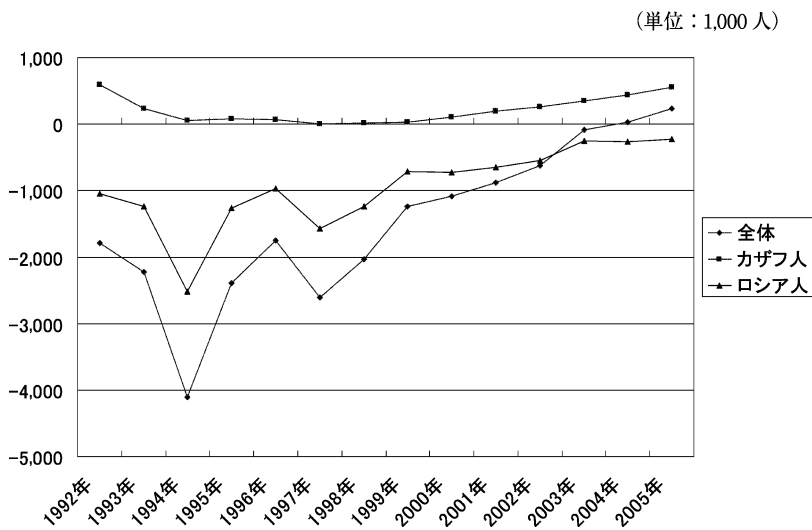
このような国際人口移動の結果、全人口に占めるカザフ人比は顕著に増大した(図3)。ソ連最後の国勢調査(1989年)によれば、カザフスタンの民族構成はカザフ人39.7パーセント、ロシア人37.8パーセントでほぼ拮抗していたが、その後両者の差は拡大し続けている。1999年に実施された独立後初の国勢調査では、カザフ人のシェアが53.4パーセントとなり、ようやく過半数を超えた(ロシア人は30.0パーセント)。最新(2009年2月)の国勢調査によれば、カザフ人は全人口の63.1パーセントに達し、ロシア人は23.7パーセントにまで減少している。

図1 カザフスタンの人口（1991-2007年）



(出所) カザフスタン共和国統計庁。

図2 カザフスタンの国際人口移動（1992-2005年）

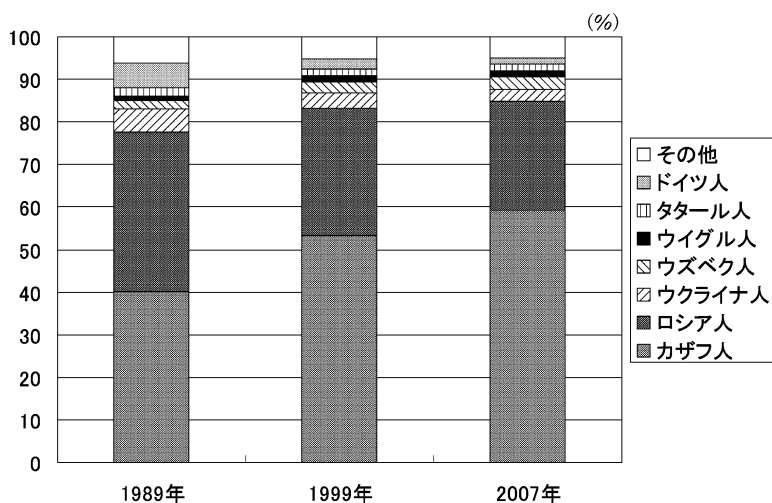


(出所) Alekseenko (2008, 4) に基づき筆者作成。

なお在外カザフ人の呼び寄せは、国レベルのみならず地方における民族構成の「適性化」にも利用しうる。カザフスタンではロシアと国境を接する北部・北東部にロシア人が比較的多く住んでいるため、彼らが領域的自治、あるいはカザフスタンからの分離独立・ロシアへの併合を要求すれば、国家の一体性をゆるがす問題に

なりかねない^(註11)。カザフスタンの政治エリートにとって、起こりうる民族的動員を抑制するためには、地方ごとのカザフ人多数派工作も重要な課題であった。新たなカザフ人移民をロシア人多住地域に定住させれば、地方レベルでの民族間の力関係をカザフ人優位に変えることができ、ロシア人の領域的自治や分離独立の根拠

図3 カザフスタンの民族構成（1989, 1999, 2007年）



（出所）カザフスタン共和国統計庁。

を弱めることが可能である。実際、政府は北部にクォータ（後述）を重点的に配分しカザフ人移民を呼び込もうとした [UNDP 2006, 14]。しかし、さまざまな理由から南部への定住を好むカザフ人移民が多く^(註12)、政府は十分なインセンティブを創出して定住先をコントロールすることには成功していない。

3. 「純粋」なカザフ人としての在外同胞

やや逆説的ではあるが、カザフスタンにおいては、「帰還」した在外同胞が民族言語・文化の担い手として活躍することが期待されている。民族的故郷から切り離された人々は、通常、居住国の言語や文化を取り入れ、現地社会にある程度同化する一方で、民族の言語や文化を徐々に失っていくことが多い。そのため、彼らが「祖国」に（再）移住すると「不完全な」「本物でない」同胞と見られることが少なくない。しかし、カザフスタンの場合はこれとは逆に、（出身国・地域によって異なるものの）むしろ在

外カザフ人のほうがカザフスタンの同胞よりも民族性を保持している。

ソ連時代には連邦全体でロシア語の普及が進んだが、カザフスタンはそれがもっとも顕著な共和国の一つであった。住民に占めるロシア人の割合が比較的高い都市部や北部を中心に、カザフ人自身のあいだでも言語的ロシア化が進行したため、カザフ語よりもロシア語を得意とするカザフ人も少なからず存在する [Dave 2007]。他方、在外カザフ人、とくにモンゴル西部や中国・新疆ウイグル自治区のカザフ人は、強い同化圧力を受けず集住地域が残されていたこともあって、カザフ語や伝統文化を比較的よく保持している。

そのためカザフスタンでは在外同胞が「帰国」し、ソ連時代に衰退した民族言語・文化の復興に寄与することが期待されている。実際に、カザフ語のマスメディアやカザフ語で教える学校、大学などの教育機関で活躍する移民出身者もいる。しかし大多数の移民は安定した収入が

なく、とりわけ農村部では劣悪な居住環境に置かれている者も少なくないため [UNDP 2006; Auezov and Zhusupov 2000], 文化的活動とはほとんど縁のない生活を送っているのが現状である。

そもそもカザフスタンではロシア語がいまだに異なる民族間の共通言語として使用されており、とりわけビジネスの世界ではロシア語中心であるため、就職、とくに都市部で専門的な職業に就くためにはその知識が欠かせない。旧ソ連諸国出身者の多くはロシア語を話すが、それ以外の移民は、父祖の地で外国語を新たに習得しなければならない、という皮肉な状況に置かれている。中国やモンゴルなどから来たカザフ人は、自分たちこそが民族文化や伝統の担い手であると自負する一方で、「祖国」においてロシア語が優勢であることに失望することしばしばである。また、カザフスタンではカザフ語表記にキリル文字が使われているが、中国ではアラビア文字、トルコではラテン文字など、国によって異なるアルファベットが使用されていることも、カザフ人移民が新しい環境に適應する上で一つの障害となっている。

II 誰を呼び寄せるのか

新国家の建設にあたり、いかなる原則に基づき国民という政治的コミュニティを作っていくのか。カザフスタンが選択したのは、市民的 (civic) 原則と民族的原则の折衷であった。独立宣言には在外カザフ人への国籍付与が盛り込まれたが、その直後に採択された国籍法は、法施行時に共和国に定住していたソ連市民に対し、民族や言語能力、居住年数などの条件を課すこ

となく、国籍を与えると定めていた (1991年国籍法第3条)。すなわち、多民族からなる住民をカザフスタン国民としたうえで、在外カザフ人を新生国家の一員として迎え入れることとしたのである。

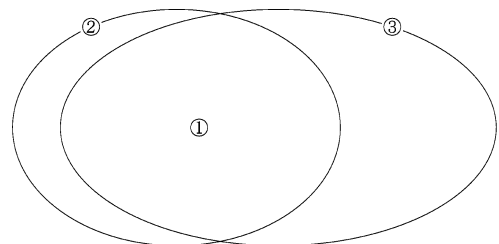
ただし少なくとも法律上は、最初から民族のみに基づいた呼び寄せ政策を行っていたわけではない。以下では誰が呼び寄せの対象とされ、またどのような移民が優遇されるようになってきているのかを詳しくみることにする。

1. 独立宣言および憲法

在外同胞の処遇はカザフスタンの国家建設にとって重要な課題であったため、独立宣言および独立後初の1993年憲法にも明記された。ただし以下で検討するように、呼び寄せの対象は必ずしも一貫していなかった。ここで議論を整理するために、公式に招聘の対象とされた集団を図4で示す。

1991年12月16日に発表されたカザフスタン独立宣言 (「国家独立に関する憲法的法律」) は、「共和国の領域を去ることを余儀なくされ、他

図4 カザフスタンの移民政策における呼び寄せ対象



- ① カザフスタンからの移住を強いられたカザフ人
- ② カザフスタンからの移住を強いられた人
- ③ 在外カザフ人

(出所) 筆者作成。

の国々に住んでいるカザフ人すべて」(図4の①に該当する)は、現在保有する国籍に加え、カザフスタン国籍を取得する権利があると定めている(第7条)。それと同時に、カザフスタン共和国は「大量弾圧および強制的集団化の時期に、(筆者注:あるいは)その他の非人道的政治行為の結果、共和国の領域を去ることを余儀なくされた人々とその子孫、および旧ソ連共和国の領域に居住するカザフ人がその領土に帰還するための条件を整える」とも述べられている(同)。すなわち、ここで「帰還」を認められているのは図4で示した②および③の一部ということになる(単なる在外カザフ人の「帰還」は旧ソ連諸国に限定されているため、旧ソ連以外のカザフ人で集団化などの犠牲者ではない人々は、ここでは除外されている)。

独立後初めて採択された1993年憲法は二重国籍の容認対象を拡大した。その第4条は、カザフスタンの「領土を去ることを余儀なくされた共和国のすべての国民、および他の国々に居住するカザフ人」、すなわち②および③の人々が現在の国籍を放棄せずにカザフスタン国籍を取得できると定めている。なお独立宣言とは異なり、1993年憲法は弾圧の被害者や在外カザフ人の「帰還」には言及していないが、国籍を付与することにより②と③の人々がカザフスタンに定住目的で移住することを認めているといえよう。

これに対し現行の1995年憲法は完全に二重国籍を禁じた(第10条3項)。1990年代前半、ロシア系住民が、在外カザフ人に現在の国籍の放棄を求めずにカザフスタン国籍を与えるなら、自分たちにもロシアとの二重国籍が認められるべきだと要求していたが、政府は国内に大量の

二重国籍者を生むことは国家の崩壊につながるとして、これを承認しなかった^(註13)。1995年憲法はすべての国民に二重国籍を禁じることで、この問題に終止符を打ったのである。

このように独立宣言および1993年憲法は、基本的にかつてカザフスタンからの移住を強いられた人々(②)と在外カザフ人(③)の定住目的の移住を認める方針を示していた。これに対し1995年憲法からは在外カザフ人(および旧カザフスタン住民)の処遇に関する文言が削除されたが、政府がその呼び寄せをやめたわけではない。次に、移民法および国籍法の具体的な内容を検討しよう。

2. 移民法

在外カザフ人の呼び寄せに関する最初の文書は、独立のおよそ1カ月前に出された閣僚会議決定「農村部での労働を希望する地元民族出身者の、他の共和国および外国からのカザフ・ソビエト社会主義共和国への移住方法と条件について」(1991年11月18日)である。この決定はカザフ人移民を農村開発の労働力として利用することを目的としており、「帰還」の権利や国籍取得には触れていないが、在外同胞の合法的移住を可能にし、彼らの呼び寄せの端緒を開いたといえよう。なお移住先が農村部に限定されている理由としては、農村開発の必要性に加え、住宅事情などから都市部での移民受け入れが困難であると判断された可能性がある。

これに対し、在外カザフ人の「帰還」について包括的に定めたのが移民法である^(註14)。独立直後に作られた1992年移民法は当時の混乱を反映してか、用語の使い方が必ずしも厳密ではない。第1条は国民の移動の自由に触れたのち、

「外国に居住する同胞は自分の歴史的祖国であるカザフスタン共和国に自由に帰還することができる」と述べているが、この「同胞」が具体的に誰を指すのかがはっきりしない。「歴史的祖国」(istoricheskaja rodina)は通常、民族の故地を指して使われるため、第1条のみから判断する限り、ここでの「同胞」はカザフ人のことを念頭に置いていると読める。しかし他の条文を見ると、この「同胞」は厳密には非基幹民族をも含んでいるようである。それは、民族を問わず旧住民の移住を容認するとした独立宣言の趣旨にも合致する。

難民等の地位について定めた第17条によれば、「難民=帰還民」(bezhtensy-repatrianty)とは、かつて大量弾圧などでカザフスタンを去ることを強いられた(以下「被追放者」とする)、戻ってきた同胞および地元民族出身者を指す(すなわち「同胞」は非カザフ人をも含むことになる)。一方、「難民」(bezhtensy)の地位を付与するか否かは個別に検討されるが、外国で民族的差別を受けたかもしくはその恐れがあるカザフ人、あるいは「自らの歴史的祖国との一体化」を希望しているカザフ人は(自動的に)難民とみなされる。このほかカザフスタンに「戻って」きた人を指して、単なる「帰還民」(repatrianty)および「移民」(pereselentsy)も併用されているが、これらの用語の説明はない。

1997年に新たに採択された移民法は、カザフスタンへの「帰還」を促す対象がカザフ民族であることをより明確に述べている。第1条は「帰還民(オラルマン)」(repatriant <oralman>)を、かつて歴史的祖国から追放され国籍を奪われ、自由意志でカザフスタンに戻ってくるカザフ人と定めている。また第3条(移住管理の基

本原則)にも「カザフスタン共和国へのカザフ人の帰国(repatriatsiia)を全面的に支援する」とある。ただし、これ以前にも非カザフ人被追放者の移住が積極的に奨励されていたとはいえないため、これは旧移民法からの方針転換というよりも、現実に合わせて改正と考えるべきであろう。なお、移民法では1997年に初めて「オラルマン」というカザフ語の用語が(ロシア語のテキストに)登場した^(註15)。なお「帰還民」を意味する「オラルマン」は、現在、カザフ語はもとよりロシア語の公文書やマスメディアでも広く使われている^(註16)。

新移民法は第1条で「帰還民(オラルマン)」以外の用語も定義しているが、カザフスタンへの(再)移住者がカザフ人か否か、カザフスタンからの移住が強いられたものであったか否か、また「帰国」が強制によるものか自由意志によるもので異なる用語が当てられており、移民の区分が複雑になっている。「難民=帰還民」は、民族を問わず被追放者を指すという点では旧移民法と変わらないが、現在、カザフスタンへの移住を「余儀なくされている」という文言が追加された。他方、「難民」からは特定の民族(カザフ人)についての言及が削除された^(註17)。

1997年移民法はその後何度か修正されたが、オラルマンに関してもっとも大幅な変更を加えたのは2002年3月27日の改正である。この改正によりカザフスタンの移民法は、難民救済を目的とするドイツ型から民族を前面に出したイスラエル型へ変化したといえよう。新しい定義では、オラルマンは「外国籍ないしは無国籍のカザフ人で、カザフスタン共和国の主権獲得時にその領域外に定住しており、定住目的でカザ

フスタンに来た者」とされ、いつ、どのような理由で本人もしくは祖先がカザフスタンから移住したのか（あるいはしていないのか）は問われないことになった（第1条11項）。なお、この改正によりカザフ人帰還民を指す用語はカザフ語の「オラルマン」で統一され（ロシア語テキストからも「repatriant」は削除）、「難民＝帰還民」は使用されなくなった（第1条11項）。

ただし2002年の改正によるオラルマンの定義変更は、方針転換というよりは実態の追認であり、実際の受け入れ政策には影響を与えていない可能性が高い。カザフ人移民の増加は1999年ごろから始まっており〔UNDP 2006, 10〕、2002年以降に移民が急増した形跡はない。ボラト・タチベコフ（Bolot Tatibekov）教育科学省経済研究所労働・人的資源局長によれば、被追放者（およびその子孫）であるか否かを調査することはそもそも困難であったため、調べていなかったという^(註18)。

さて国籍法も、独立宣言と憲法、さらに移民法の採択および改正を受けて変更が加えられてきている。当初、1991年国籍法は被追放者であるすべてのカザフ人に国籍取得を認め、その際に現在の国籍は放棄しなくてもよいと定めていた（第3条）。しかし1995年憲法が二重国籍を禁止したことを受け、同年10月3日にはこの文言が削除され、二重国籍の保持に例外を認めないことが明記された^(註19)。他方、非カザフ人のカザフスタン出身者は、国籍取得においてカザフ人と同等の扱いは受けられなかったものの、一般の外国人よりは国籍が取りやすいように配慮された^(註20)。

3. 問われる移民の「質」

カザフスタンはカザフ人移民の上限を定めておらず、定住希望者は基本的にすべて受け入れられている。ただし移住費用の補償や住宅購入資金など、移住後にまとまった金額の援助を受けることができる移民の数は限られており、その枠が「クォータ」と呼ばれている。このクォータは、上限や受給基準の設定によって移民の数や属性をある程度コントロールする機能を果たしている。なおカザフスタン国籍を取得すると法的にはオラルマンではなくなるため、オラルマンを対象とする援助を受ける権利も喪失する^(註21)。

カザフスタンに移住してきた人々はさまざまな問題に直面しているが、なかでも深刻なのは住宅、就職、および（旧ソ連以外の出身者の場合）言語である。これらの問題に対処するため、政府は（少なくとも制度上）すべてのカザフ人移民に様々な援助を提供することになっている。しかし、クォータの枠内に入ることができるか否かで金銭的援助の内容はかなり異なる^(註22)。

カザフ人移民向けのクォータは1993年に初めて設定され、以後、その定数は毎年、大統領令によって定められている。この制度が始まった当初はクォータの枠内で提供される支援の内容は貧弱で、移民に対する物質的インセンティブとしては機能していなかった。また実際に移住してきた人々の数も、設定されたクォータを下回っていた〔UNDP 2006, 10〕。しかしその後、カザフスタンにおける経済情勢の好転を受け支援額が増やされるとともに、送り出し国の情勢変化もあって移民が増加し、クォータ制度を利用できるか否かは移民にとって重要な問題となった。

このクォータは、移住者数がその定数を上回

るようになってからも「望ましい」移民を選別する目的には使われてこなかったが、2007年7月6日の移民法改正によって質的な転換がもたらされた。これによって、オラルマンをクォータに含めるか否かは「基準 (kriterii) を考慮して」決められることになったのである(第14条2項)。移民法は「基準」の具体的内容を示していないが、この改正を受けて翌2008年から、学歴が高く、子供の数が多い家庭がクォータの配分において優先されることになった^(註23)。子供の数を選別基準にすることは、カザフ人人口の増加という目的と合致する。しかし学歴は、新たに移民個人の「質」が問われるようになったことを示している。

さらに2008年12月には、移民の適切な配置および就職・住宅問題の解決のため、政府が「ヌルル・コシュ (Nūrlı kösh=カザフ語で『明るい移住』)・プログラム」(2009~11年)を採択した。このプログラムは在外カザフ人だけでなく、民族を問わず旧カザフスタン国民(ただし「労働目的で来た者」という条件が付されている)、および国内の汚染地域の住民を対象としている点で従来の移民政策とは異なっている。かつてのカザフスタン国民を対象に含めた狙いは「以前カザフスタンから移住した熟練専門家の帰国を促進」することであり、プログラム参加者はカザフスタン国籍取得の権利が与えられる^(註24)。また、旧国民に限らず、参加者はいずれもかかるべき学歴、専門、就業経験を有することが求められている^(註25)。

移民法改正とヌルル・コシュ・プログラム採択の背景には、独立後のカザフスタンで深刻になった専門職不足という問題がある。カザフスタンなど中央アジア諸国においては、ソ連時代

にエリートおよび末端の労働者の「地元化」は進んだものの、技術者などの中間層は外来の民族に頼らざるをえなかった [Martin 2001, 376-387]。このようなある種の民族別分業は、ソ連崩壊後のロシア人らの大量流出によって危機に瀕した。この「穴」を埋めるには国内で新たに専門家を育成するか国外から招き入れる必要があるが、カザフスタンの人口学者が述べているように、カザフ人の呼び寄せはいままでのところ、この問題の解決に貢献していない [Aleksenko 2008, 9]。そこで政府は、新たに高学歴のカザフ人移民を優遇するとともに、流出した非カザフ人に再移住を呼びかけることによって、専門職不足の解決を目指しているのである。

III 在外カザフ人の移住

——同胞の帰還か、それとも経済難民か——

カザフスタンの同胞呼び寄せ政策は当初から在外カザフ人を対象としていたが、少なくとも法律上は、ソ連時代の大量弾圧や強制的集団化などを理由に祖国を離れることを余儀なくされた人々の救済という非民族的な目的も掲げていた。しかしその後、すべての在外カザフ人を過去の移住の経緯にかかわらず受け入れ、国籍を付与することとした。これによってカザフスタンの同胞呼び寄せ政策は、法的にも完全に民族的帰属のみに基づくものになったのである。

第二次世界大戦後から在外同胞の「帰還」を促してきたイスラエルとドイツの経験は、特定の民族を優遇する移民政策がいかなる問題に直面しうるのかを示している。両国において、冷戦後に急増した旧ソ連・東欧諸国からのユダヤ系・ドイツ系移民の大多数は、言語的・文化的

に異質な存在であり、また彼らの社会的統合を進めるには新たな財政負担が生じたため、移民政策のありかたやその是非をめぐる議論を喚起することになった。一方、同胞呼び寄せの歴史が浅いカザフスタンでは、在外カザフ人の移住をめぐる議論は緒についたばかりである。

本節では、イスラエルとドイツの事例を参考にしつつ、カザフスタンの同胞呼び寄せ政策が国内でどのような異議申し立てに直面しているのか、その潜在的可能性も含めて考察する。しかしその前に、「祖国」の招きに応じて移住してきたカザフ人は、どこからやってきたのか、またいかなる動機に基づき住み慣れた土地を離れたのかをみてみよう。

1. 移住の動機

カザフ人の居住領域はカザフスタンとその周辺諸国を中心とし、トルコ、イラン、アフガニスタンなどにも及んでいる^(註26)。カザフスタン共和国統計庁によれば、2007年の国内のカザフ人人口は911万人である。このほか中国・新疆ウイグル自治区に133万人、ウズベキスタンに99万人、ロシアに66万人が住む（いずれも2002年）[宇山 2005]。モンゴルのカザフ人はカザフスタンへの移住により人口が激減しているが、その数はいまも8万人を超えるとみられる^(註27)。

このうち、どれだけのカザフ人が「祖国」の呼びかけに応えたのだろうか。表1は、カザフスタン共和国労働社会保障省が発表した2008年10月現在のオラルマンの数である。それによれば、独立以降、70万人を超えるカザフ人がカザフスタンに移住している^(註28)。送り出し国としては、もっとも多くの移民を輩出したの

表1 カザフ人「帰還民」数（2008年10月1日現在）

送り出し国	人	%
ウズベキスタン	421,630	59.7
モンゴル	96,755	13.7
中国	65,191	9.2
トルクメニスタン	57,544	8.2
ロシア	32,806	4.6
タジキスタン	11,476	1.6
クルグズスタン	7,135	1.0
イラン	6,090	0.9
トルコ	3,373	0.5
その他	4,052	0.6
計	706,052	100.0

（出所）カザフスタン共和国労働社会保障省ウェブサイト

http://www.enbek.kz/migration/migr_rusdetail.php?recordID=48&mintrud=1（2009年1月アクセス）。

はウズベキスタンで、これにモンゴル、中国が続いている。なお、2000年ごろからカザフ人の流入が増大していることは図2で示したとおりであるが、送り出し国の構成にも変化がみられる。Alekseenko (2008, 5)によれば、1990年代末以降にモンゴル出身者が急減する一方、2003年以降はウズベキスタンと中国からの移民が増えている。ウズベキスタンと中国・新疆ウイグル自治区が大規模なカザフ人コミュニティを擁すること、およびモンゴルのカザフ人人口はすでに半減していることを考慮すると、この傾向は今後より強まるだろう。

在外カザフ人はいかなる動機に基づいて「帰還」するのだろうか。管見の限り、移民を対象とした本格的な意識調査で結果が公表されているものはまだない。そこで情報が限定的ではあるが、この問題に関する先行研究、および筆者自身が2008～09年に行ったカザフ人移民への聞き取りから^(註29)、移住動機の概要を明らかにすることを試みる。なお、ここで紹介するのは

あくまでも大まかな傾向であり、より具体的な分析は稿を改める必要がある。

移民団体の活動家および移民へのインタビューを実施した Auezov and Zhusupov (2000) によれば^(#30)、移住の動機は「カザフスタンの独立」、「歴史的祖国への帰国願望」、「民族差別（同化圧力、不当な扱いなど）」、「親族や友人が移住」、「子供の将来を考慮して」、「よりよい境遇を求めて」、「紛争の回避」（アフガニスタン、タジキスタン出身者の場合）などとなっている。一方、モンゴル出身のカザフ人を調査した Diener (2007, 469-470) は^(#31)、少数民族の地位を脱し多数派として有利な立場に立ちたいという願望に加え、よりよい暮らしを求める経済的動機もあったと指摘している。ただし多くの移民は移住動機として愛国心を強調し、経済的側面には触れたがらないとも述べている。またこれ以外に、カザフ人が集住している西部のバヤン・ウルギー県出身者はより近代的な暮らしを求めて、それ以外のカザフ人はモンゴル人への同化を避けるため、という異なる目的が存在するという。

筆者の面談者らもまた、移住の理由を問われるとほぼ共通して「祖国へ帰りたいかった」、「カザフ人だからカザフスタンに住むのが当然だ」と答えている。子供にカザフ語で教育を受けさせたかったからという回答も多い。しかし、それ以外の点では出身国によって違いがある。モンゴル出身者はかつての居住国について否定的見解を述べることを避ける傾向にあるが、中国出身者は新疆におけるカザフ語教育の後退と中国政府の産児制限を移住動機に挙げている。ウズベキスタン出身者の回答はさらに率直である^(#32)。彼らは、ウズベキスタンではウズベク

語への移行が進行しており、少数民族は社会的上昇が望めず将来をみいだすことができない、と言う。またカザフ語で教える学校の閉鎖を指摘する人々もいた^(#33)。社会経済的動機としては、経済の低迷と失業率の高さ、年金の少なさに加え、アラル海の汚染による深刻な環境問題がある（ウズベキスタン内の共和国であるカラカルパクスタン出身者の場合）。

このように純粋に民族的欲求に基づくものであるにせよ、居住国の民族政策への不満があるにせよ、移住の背景には民族的動機が存在することがわかる。それと同時に、少なくともウズベキスタン出身者（彼らはオラルマン全体の6割を占める）のあいだでは、生活水準の向上への期待が移住を促すもう一つの重要な要因となっている。個々のケースは異なるが、カザフ人移民は全体としては「祖国」を求めた人々であると同時に、経済難民という性格をも有しているといえよう。

2. 在外同胞呼び寄せに関する国内の議論

「カザフ人の土地」で暮らすことを望んで、あるいは新たな機会を求めて、カザフ人移民はカザフスタンへやってきた。カザフスタンの同胞やカザフ人以外の人々は、彼らをどのように受け止めているのだろうか。

Joppke and Rosenhek (2002, 315-328) は、イスラエルとドイツの「帰還」政策が1990年代に直面した問題を、「リベラルな異議申し立て」(liberal challenge) と「移住制限を求める異議申し立て」(restrictive challenge) の2つに整理し、同胞呼び寄せ政策がイスラエルでは継続されドイツでは放棄されたことを、これらの異議申し立ての違いに関連付けて説明してい

る。「リベラルな異議申し立て」とは、ある民族だけを特別扱いすることによって不利益をこうむる移民や少数民族を考慮した批判である。他方、「移住制限を求める異議申し立て」は、同胞の移住による文化的・経済的影響を懸念する多数派によるもので、「帰還者」は「純粋」な同胞といえるのか、という疑問が背景にある。換言すれば、「帰還者」(の一部)を事実上の経済難民とみなしているのである。

Joppke and Rosenhek (2002, 315-328)によれば、イスラエルで「リベラルな異議申し立て」を行ったのは、おもに国内のパレスチナ系市民を代表する政治・文化エリートであった。一方、ドイツでは野党が、受け入れや国籍付与で「帰還者」のみを優遇し、庇護希望者や国内の出稼ぎ外国人労働者を差別する政府の方針を批判した。いずれも、国家のメンバーシップは民族ではなく市民的原則に基づくべきであるという立場に立った批判であるが、ユダヤ人国家であることが大前提であるイスラエルでは「帰還」制度廃止を要求する政治勢力は影響力を持ち得なかった。

これに対しカザフスタンでは、民族の平等という立場から在外カザフ人呼び寄せについて公に異議申し立てがなされたことはほとんどない^(註34)。1995年憲法採択をめぐる議論のなかで、ロシア人団体などがカザフ人だけに二重国籍を認めることは差別的だと抗議したが、彼らはカザフ人の呼び寄せそのものに反対だったわけではない。政府の民族政策に批判的な知識人や政治家のあいだでも、カザフ人みの「帰還」に異を唱える声はあまり聞かれない。反対派の批判はオラルマンを優遇することではなく、彼らに対する政府の支援が十分でないことに向けら

れている^(註35)。

カザフスタンではなぜ「リベラルな異議申し立て」が弱いのだろうか。1991年に独立したカザフstanは、多民族国家であると同時にカザフ人の歴史的祖国とされているが、このような位置づけは独立後に初めてなされたわけではない。ソビエト政権は、民族自決の原則に基づき主要民族に擬似的な国家である連邦構成共和国を与え、その領域内で基幹民族の言語・文化を保護・育成し、基幹民族出身者の幹部登用を促進した [Martin 2001]。この結果、ソ連時代を通じ、各共和国においては基幹民族が特別な権利を持つという考えが根付いていったのである。ソ連が崩壊し各共和国が独立国家となると、このような領域認識はより強固なものとなった。これに加えて、独立後一貫して権力の座にあるナザルバエフ大統領の下で権威主義的手法により民族運動が抑圧・懐柔され、民族的な要求に基づく異議申し立ては巧みに封じ込まれてきた [岡 2006]。そのため非基幹民族の人々は、「平等の中の第一人者」としてのカザフ人の地位を受け入れざるを得なかったのである。

また社会経済的な背景として、カザフ人移民が(少なくとも現時点では)地元住民の仕事や社会的地位を脅かす存在になっていない、という点を指摘できる。移民の多くは定職についておらず、公的機関への就職も少ない。またカザフ人以外の住民、とくにロシア人およびドイツ人が大挙して国外に移住したため、新たにやってきたカザフ人移民との間で職や住居をめぐる争いが起きることもほとんどなかった。ましてや、(イスラエルやアルメニアなどとは異なり)自ら政党を結成したり、大統領あるいは閣僚として活躍したりする例は皆無で、中央・地方を問

わず議員に当選した人もいない。

一方、同胞の移住を制限すべきだという多数派からの批判も、いまのところ限定的である。

イスラエルでは、冷戦後に激増した旧ソ連からの「帰還者」のなかに「純粹」ではない同胞が多数含まれていることが問題視された。祖父父母のいずれかがユダヤ人であれば（本人および配偶者にも）移住の権利が与えられるため、民族的・宗教的に多様な人が移住してきたのである^(註36)。しかしカザフスタンでは、誰をカザフ人として認めるべきかという論争はいまのところ起こっていない^(註37)。移民を受け入れる現場においても、カザフ人であることの認定に関して大きな問題は発生していないようである^(註38)。もちろん、イスラエルのように移民が大量に押し寄せたことをきっかけに民族性をめぐる議論が浮上する場合もある。しかしカザフスタンの場合、どちらかといえば在外同胞のほうが民族の言語や文化を保っており、また本国のカザフ人自身のあいだでも他民族との通婚は珍しくないため、「えせ同胞」を排除せよという議論は起こりにくい。

ただし潜在的にはドイツのように、経済情勢や財政難を理由として移民制限論が巻き起こる可能性はある。ドイツでは1990年代、国民が失業率の上昇や社会保障の後退に苦しむなかで、移民が国家から手厚い支援——地元住民と同等もしくはそれ以上の年金、公共住宅への優先的入居、移住直後から受給できる失業保険、喪失した資産の補償等——を受けていることに批判が高まった。また、野党は冷戦終結でドイツ人迫害はもはや存在しないとして受け入れ中止を主張した。このような世論と重い財政負担が移民政策の転換を促し、在外ドイツ人に対する政

策は移住から居住国での定住促進に重点が移された。移住については、在外同胞受け入れの根拠とされた連邦被追放者法の適用が1992年12月31日以前生まれに限定されたうえ、ドイツ民族への帰属を認定する要件が厳格化された^(註39)。

上述のように、カザフスタンでもオラルマン、とくにクォータ枠に入ることのできた人々には住宅購入資金、移住費用の補償金、一時手当などが支給されているため、これに不満を持つ一般住民も存在する。ある地区行政関係者（カザフ人）は地元住民の心情をこう代弁する。「私たちの親や祖父母は、つらい時代を耐えて祖国に踏みとどまったのに、なぜカザフスタンが独立してから戻ってきた人々たちを優遇しなければならないのか。地元住民の生活を優先すべきだ」^(註40)。とはいえ、クォータ枠内の様々な支援も新しい生活をスタートするには決して十分とはいえず、そもそもクォータの恩恵にあずかることができない移民も多いことは指摘しておく必要がある^(註41)。

おわりに

カザフスタン政府は独立後、帝政ロシアおよびソ連時代の植民地的な政策や戦乱によって離散した同胞を呼び寄せ、共和国に民族名を冠しながら少数派に甘んじていたカザフ人人口を増加させて、カザフスタンを名実ともにカザフ人の国家とすることを目指した。また、ロシア化が進んだ本国の同胞よりも民族言語や文化を保持している在外カザフ人が、その復興と発展に寄与することも期待されていた。このような「祖国」の呼びかけには多くの在外同胞が応え

た。独立直後の波が去ったあと、1990年代半ばにはやや低迷していたカザフ人の移住は2000年頃から増加に転じ、2008年までには70万人もの人々がカザフスタンに移住した。

カザフスタンの「帰還」政策は、送り出し国の政治・経済情勢の激変により大量の移民が押し寄せるようなことがない限り、当面維持される可能性が高い。カザフ人のみを優遇する移民政策は、いままでのところ非カザフ人からもカザフ人自身からも強い批判を受けてはいないからだ。一部の地元住民から移民への優遇策に対する不満も聞かれるものの、呼び寄せを制限すべきだという議論はまだ広まっていない。政府がこの政策を継続するにあたっては望ましい環境にあるといえよう。

ただし注意すべきは、カザフスタンにとって在外同胞の「帰還」は、当初の政治目的を失いつつあるという点である。これは、カザフ人移民が経済難民化したというよりも国内事情の変化によるところが大きい。カザフスタンでは、非カザフ人の大量流出によりカザフ人の人口的優位が短期間で達成され、相対的に高いカザフ人の出生率が将来的にもそれを担保しているため、民族構成を変化させるツールとしての在外同胞呼び寄せの重要性は薄れたのである。このことは最近、政府がカザフ人移民のなかで高学歴者を優遇しているだけでなく、カザフスタンから流出した専門職の非カザフ人にも帰還を呼びかけていることにも現れている。カザフ人移民はもはや単に同胞というだけでは歓迎されず、労働力としての質を問われるようになってきているのである。なお豊富な天然資源を武器に地域の経済大国となったカザフスタンへは周辺諸国から出稼ぎ労働者が集まってきており、カザ

フ人の移住はそのような労働力移動の一部とみられることもできる。

とはいえ、「帰還」の民族的性格が完全に失われたわけではない。在外カザフ人の多くは（そのすべてではなく、また程度は異なるが）居住国の多数派ナショナリズムの高揚や少数民族の権利擁護の後退に何らかの不利益を感じている。彼らにとってカザフstanは、マイノリティとして将来に不安を感じることなく、教育・就職および社会的上昇のより大きな機会をつかむことができる（はずの）「祖国」である。

また、彼らの移動がカザフスタンだけでなくかつての居住国（の一部地域）においても基幹民族のシェアを増大させ、各国の人口的「民族化」を促進していることも指摘しておきたい。カザフ人は中国・新疆ウイグル自治区、モンゴル西部、ウズベキスタン北東部とカラカルパクスタン、トルクメニスタン西部など、カザフスタンに接する地域に多く住んでいる。これらのカザフ人コミュニティが将来、消滅することはないだろうが、その数はすでに激減しているか減少傾向にある。カザフスタンからのロシア系住民の大量流出などと合わせて考えると、カザフスタンとその周辺地域においては、国際人口移動による民族的「純化」が進行しているといえよう。

（注1）本稿では「在外同胞」を、追放、移住、ないしは国境線の設定・変更などにより、同じ民族が多数派を占める（あるいはその民族と歴史的に結びついていると考えられている）国家の領域外に住む人々を指して使用する。

（注2）これについては、例えば Münz and Ohliger (2003) 所収の論文を参照。なおイスラエルではなく米国やヨーロッパに移住したソ連

ユダヤ人も多い。

(注3) Auezov and Zhusupov (2000) および UNDP (2006) はカザフ人移民の現状を明らかにし、政策提言を行うことを目的として書かれたものである。カザフスタンの移民問題に関する総合的研究である Sadovskaia (2001) も、カザフ人移民を取り巻く問題と政府の対応に触れている。なお「帰還民」そのものを扱った研究としては、日本語・英語・ロシア語の文献を見る限り、モンゴルからの移民をとりあげたものが中心である [バトトルガ 2003; バトトルガ 2004; バトトルガ・稲村 2002; Diener 2005a; Diener 2005b; Diener 2007]。Tukumov (2002) はウズベキスタンのカザフ人を扱っているが、カザフスタンへの移住にも若干言及している。

(注4) ただし地政学的配慮(中国のカザフスタンに対する潜在的領土要求、対中経済関係、および新疆におけるウイグル人独立運動)から、カザフスタンが中国のカザフ人には移住を呼びかけていないという指摘 [Cummings 1998, 145-146] は根拠薄弱である。

(注5) ロシアは、ロシア以外の旧ソ連諸国に定住し居住国の国籍を取得しない旧ソ連市民には簡素化された方法でのロシア国籍取得を認めていた(2000年末まで)。なお2002年の新国籍法導入により、国籍取得の条件として新たにロシア語能力が課されている。詳細は岡(2004)参照。

(注6) 中央アジア最大の(しかも急速に増大している)人口を擁するウズベキスタンでは、同国への移民を奨励する経済的理由は存在せず、受け入れる余地も少ない。またカリモフ政権は、在外ウズベク人のなかに現政権の打倒を掲げる武装勢力に協力する者がいるとして、在外同胞を保護の対象ではなく監視対象と見なしている [Megoran 2002, 109; Fumagalli 2007, 115]。

(注7) カザフスタン政府もイスラエルとドイツの経験を参考にしている。ヌルル・コシュ・プログラム(後述)の「3. カザフスタン共和国における移住プロセスの現状分析」を参照。

(注8) 第二次世界大戦後、オーデル・ナイセ

線以東の旧ドイツ領およびソ連・東欧諸国から1200万人ものドイツ人が避難もしくは追放された。これには旧ドイツ領に居住していた「帝国ドイツ人」およびそれ以外の「民族的ドイツ人」が含まれていた。ドイツ政府は1953年の連邦被追放者法で、ドイツ人追放の終了後も民族的帰属を理由とした抑圧が続いているとして、実際に追放されたわけではないソ連・東欧出身のドイツ系移民(「被追放者」(Vertriebener)と区別して「移住者」(Aussiedler)と定義された)にも自動的に国籍を付与することとした。ここには冷戦下、共産圏からの出国を促進するという政治的動機があった [広瀬 1996, 186-187, 221-236; ブルーベーカー 2005, 270-274]。

(注9) 中国・新疆ウイグル自治区およびモンゴルのカザフ人の歴史はこれ以前にさかのぼる。17世紀以降、カザフ人はモンゴル系ジュンガルの来襲に苦しんだが、彼らが18世紀半ばに清朝によって滅ぼされると、カザフ人の一部はジュンガルが住んでいた清朝の統治領域(現在の新疆ウイグル自治区およびモンゴル西部)へ移動した。

(注10) ロシア・カザフスタン間の国境問題については Golunov (2005) 参照。ウズベキスタンとの境界変更は、主にカザフスタンがウズベキスタンに領土を譲渡する形で行われた [岡 1999, 8]。なお現在ウズベキスタン領に含まれているカラカルパクスタンは、もともとカザフスタン(当時は自治共和国)内の自治州として1925年に創設されたが、1930年にロシア直轄となり(1932年に自治共和国に昇格)、1936年にウズベキスタン領への帰属が決定した。

(注11) このような可能性は1990年代に研究者のあいだでしばしば議論されたが、実際にはロシア人の分離独立運動はほとんど起きなかった [岡 2006]。

(注12) ウズベキスタンやタジキスタンなどからの移民は、かつての居住国に近く気候が似通っており、歴史的つながりがある南部に定住することを好む傾向にある。また北部に比べてカザフ語の使用範囲が広いことも、移民が南部

を選択する要因の一つである。いったん他の地域に定住し、南部に再移住するケースも少なくない。

(注13) 1993年憲法の規定では、在外カザフ人に加え、被追放者は民族を問わず二重国籍を認められることになっている一方、在カザフスタンのカザフ人には二重国籍は認められていない。しかし被追放者でカザフスタン国籍の取得を希望する者は主にカザフ人が想定されており、またカザフスタンのカザフ人の大多数は他国との二重国籍を望んでいなかったことから、二重国籍はカザフ人の特権とみられていた。

(注14) カザフスタンではイスラエルやドイツのように、在外同胞の移住のみについて定めた法律は存在しない。

(注15) 筆者は移民法のカザフ語版を入手していないため、カザフ語ではいつから「オラルマン」が使われるようになったのかは不明。

(注16) 法律上、厳密には「オラルマン」は外国籍・無国籍者を指すが、一般にはこの用語はカザフスタン国籍を取得したか否かにかかわらず、カザフ人移民全体を指して使われている。なお「オラルマン」という呼称には差別的ニュアンスがあるとして、「同胞」を意味する「オタングス」(otandas)を使うべきだという意見もある。

(注17) これ以外の用語に「強制移民」(vynuzhdennye pereselentsy) および「帰国者」(remigranty) がある。「強制移民」は国外の定住先を去ることを余儀なくされたカザフスタン国民、「帰国者」はかつて住んでいた外国から祖国に戻る者、と定義された。2002年3月の改正によりこれらの用語は削除された。

(注18) 筆者によるインタビュー、「中央アジア移民管理と多国間国際協力の必要性に関する研究」第4回研究会、富山商工会議所、2009年3月8日。

(注19) このときの改正により、二重国籍の容認だけでなく「カザフスタン共和国の領土を去ることを余儀なくされ外国に住むカザフ人」に国籍を付与するという条項そのものも削除され

たため、現行の国籍法はカザフ人移民への国籍付与に言及していない。ただし「歴史的祖国への民族的カザフ人の帰還コンセプト」(1998年9月16日)には、定住目的でカザフスタンに移住したカザフ人は、その定住期間にかかわらず国籍を付与される(第6部1項)とある。なお、実際には国籍取得手続きが迅速に進まず、数年間待たされるケースも少なくない。

(注20) 当初、「政治的理由でカザフスタンの領域を去ることを余儀なくされ、定住目的で歴史的祖国であるカザフスタン共和国に戻ってきた者」には、民族を問わず、通常の国籍取得に必要な条件(定住10年あるいはカザフスタン国民と結婚)を緩和すると定められた(第16条)。しかし2002年3月の移民法の大規模改正を受け、同年5月17日の改正により国籍法第16条から「政治的理由」および「余儀なく」が削除された。これによって理由にかかわらず、カザフスタン出身者に対しては国籍取得に必要な条件が緩和されることとなった。なお国籍取得に必要な定住期間は、1995年10月の国籍法改正により、従来の10年から5年に短縮された(第16条)。

(注21) 2007年7月6日付改正で、オラルマンの地位を付与されてから3年間は、カザフスタン国籍を取得してもオラルマンに対する特典・補償・援助を受けることができる、という文言が付加されたが、クォータの枠内で受け取ることのできる特典がそこからは除かれている(第15条1項)。オラルマンにとってはこの特典(移住費の補償、住宅購入費の補填、一時支援金など)こそが重要な意味を持つため、この変更は実質的にはあまり大きな意味を持たないとみられる。

(注22) クォータの枠内、およびそれ以外の具体的支援の内容についてはUNDP(2006, 10)を参照。

(注23) 2008年に採択されたヌルル・コシュ・プログラムは、しかるべき学歴、専門、経験を持つオラルマンを優先的にクォータに含めるとしている。

(注24) ヌルル・コシュ・プログラムの「1.

骨子」および「5.3.2. 社会的支援」を参照。なお同プログラムは労働社会保障省のサイト (http://www.enbek.kz/migration/migr_rusdetail.php?recordID=52&mintrud=1) から入手した(2009年1月)。

(注25)「5.4. プログラム参加者の雇用保障」参照。

(注26)在外カザフ人についてカザフスタンで出版されたものとしてMendikulova (1997; Mendikulova 2006) 参照。メンディクローヴァは2005年から世界カザフ人協会の傘下にあるディアスポラ研究センターの長を務めており、同センターでは国家の支援を受け世界各国のカザフ人研究が進められている(筆者によるインタビュー, 2008年10月10日)。外国人研究者によるものは中国およびモンゴルに住むカザフ人を扱った研究が中心である[Benson and Svanberg 1988; Benson and Svanberg 1998; Finke 1999; バトルガ 2007]。なお言語的制約から、筆者は日本語・英語・ロシア語の文献以外は参照していない。

(注27)バトルガ(2007, 112)によれば、カザフ人が集住するバヤン・ウルギー県の人口(2005年)は9万5778人で、そのほぼ9割がカザフ人である。

(注28)ただし、移住者のなかにはカザフスタンに適応できず元の居住国に逆戻りした人々も少なからずいる。そのような人々の存在が労働社会保障省発表の数字に反映されているかは不明。

(注29)筆者は2007年12月(パヴロダル州, 南カザフスタン州)および2008年10月(アルマトゥ市, アルマトゥ州), それぞれ約3週間現地調査を行った。インタビューした移民および移民出身の活動家は、2007年はモンゴル出身者5名, ウズベキスタン8名, 2008年は中国12名, ウズベキスタン4名, モンゴル, トルコ, アフガニスタンがそれぞれ1名である。面談はロシア語で行い、必要に応じてカザフ語・ロシア語通訳を利用した。

(注30)活動家は中国出身者3名, モンゴル2

名, イラン1名, ウズベキスタン1名で、これらのインタビューはアルマトゥで行われた可能性が高い。一方、移民はアクモラ州16名, アルマトゥ州15名, カラガンダ州15名, 南カザフスタン州15名の計61名であるが、出身国は不明である。実施時期は明記されていないが、出版時期から判断しておそらく1998~99年頃の調査であろう。

(注31)Dienerは2001~02年にモンゴルからのカザフ人移民642名, およびモンゴル在住のカザフ人557名にサーベイを実施している。しかし移住の動機について述べた箇所ではサーベイ結果を引用していない。

(注32)出身国による回答の違いは、必ずしもかつての居住国の状況をすべて反映しているわけではないと思われる。ウズベキスタン出身者がより率直なのは、同じ旧ソ連国民であるため「よそ者」意識が薄いことに加え、インタビューである筆者が通訳を介さずロシア語で面談したことも影響している可能性がある。

(注33)ここで重要なのは、このような移民の証言が客観的であるか否かではなく、彼らがそのような感じたという事実である。なおこれらの問題についてはTukumov (2002)も参照。

(注34)ただし2004~05年に筆者がウズベク人およびウイグル人コミュニティでインタビューをした際、同じ「帰還」の権利を自分たちにも認めて欲しいという意見を聞いた。

(注35)筆者によるインタビュー, V・コズロフ(Vladimir Kozlov) 人民党「アルガ!」(Narodnaia partiia “Alga!”) 党首および同党活動家2名, 2008年10月15・16日, アルマトゥ市。

(注36)当初はユダヤ人に限定されていたが、1970年の帰還法改正によりユダヤ人の子と孫, ユダヤ人の子の配偶者, およびユダヤ人の孫の配偶者にもイスラエルに移民する権利が与えられることになった[臼杵2009, 259]。なおドイツにおいても「移住者」(Aussiedler)(注8参照)の非ドイツ人配偶者およびその子が「移住者」の地位を与えられていたが、「戦争結果整理

法」(1992年12月21日)により、1993年1月1日以降に移住してくる者の非ドイツ人配偶者・子は「移住者」として処遇しないことになった〔広瀬 1996, 233〕。

(注37) 1997年移民法第27条1項は「帰還民(オラルマン)の地位は大量政治弾圧の被害者である地元民族出身者およびその子孫に与えられる」としたうえで、「親族と子孫」(両者は区別されていない)に子供、孫、ひ孫等を挙げている。2002年3月27日の改正により「帰還民(オラルマン)の地位は…子孫に与えられる」の一文が削除されたため、現行の移民法は地位の継承に触れていない。

(注38) 関係者の話を総合すると、旧ソ連諸国および中国では民族名が記載された身分証明書が発行されているため、これを参照する。その他の国は現地にあるカザフスタン大使館が、出生証明書などをもとに民族を特定する。親の片方が非カザフ人であってもオラルマンの地位を得る権利がある。筆者によるインタビュー、バヴロダル州移住委員会(2007年12月13日)、南カザフスタン州移住委員会(2007年12月21日)、およびアルマトゥ市移住委員会(2008年10月8日)。

(注39) 「戦争結果整理法」(1992年12月21日)により、1993年1月1日以降に生まれた者には連邦被追放者法に基づく「移住者」(Ausiedler)の地位を認めないことになった〔広瀬 1996, 228-233〕。注8も参照。

(注40) 筆者によるインタビュー、アルマトゥ州イリ地区(2008年10月12日)。同様の不満についてDiener(2005a, 473)も参照。

(注41) 2004年2月以降、オラルマンに対する住宅の現物支給が中止され世帯人数に応じて現金が支払われることになったが、カザフスタンでは近年住宅価格が高騰しているため、とくに都市部では支給金のみによる住宅購入は困難である〔UNDP 2006, 18-19〕。また、筆者は2007年および2008年のインタビューで、複数の移民からクォータを受け取るために賄賂を払われたという証言を得た。

文献リスト

<日本語文献>

- 白杵陽 2009. 「イスラエルにおけるナショナリズム——宗教的／国民的アイデンティティ——」大澤真幸・姜尚中編『ナショナリズム論・入門』有斐閣 249-270.
- 宇山智彦 2005. 「カザフ人」小松久男他編『中央ユーラシアを知る事典』平凡社 117.
- 岡奈津子 1999. 「カザフスタンの人口変動」ディスカッションペーパー No.D 98-16 (一橋大学経済研究所).
- 2004. 「『近い外国』のロシア人——同胞法と国籍法に見るロシアのジレンマ——」田畑伸一郎・末澤恵美編『CIS——旧ソ連空間の再構成——』国際書院 93-112.
- 2006. 「カザフスタン——権威主義体制における民族的亀裂の統制——」間寧編『西・中央アジアにおける亀裂構造と政治体制』研究双書 No.555 日本貿易振興機構アジア経済研究所 211-248.
- バートルガ、スヘー 2003. 「モンゴル国のマイノリティ『カザフ』社会の現状と変化——モンゴル市場経済化とカザフスタンへの移住——」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』(4): 109-131.
- 2004. 「社会変動と移民社会の現状——カザフスタンにおけるモンゴル系カザフ人を中心に——」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』(5): 111-125.
- 2007. 「ポスト社会主義モンゴル国における伝統の復興とエスニシティ——カザフ人社会における二つの儀礼をめぐる——」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』(8): 109-133.
- バートルガ、スヘー・稲村哲也 2002. 「モンゴル西部の少数民族カザフ社会をめぐる国際関係と国家の政策」『リトルワールド研究報告』(18): 27-48.
- 広瀬清吾 1996. 『統一ドイツの法変動——統一の

一つの決算——』有信堂高文社。
ブルーベーカー, ロジャース 2005. 『フランスとドイツの国籍とネーション——国籍形成の比較歴史社会学——』(佐藤成基・佐々木てる監訳) 明石書店。

〈外国語文献〉

Benson, Linda and Ingvar Svanberg eds. 1988. *The Kazaks of China: Essays on an Ethnic Minority*. Uppsala: Uppsala University.

Benson, Linda and Ingvar Svanberg 1998. *China's Last Nomads: The History and Culture of China's Kazaks*. Armonk: M.E.Sharpe.

Cummings, Sally N. 1998. "The Kazakhs: Demographics, Diasporas, and 'Return'." In *Nations Abroad: Diaspora Politics and International Relations in the Former Soviet Union*. eds. Charles King and Neil J. Melvin. 133-152. Boulder: Westview Press.

Dave, Bhavna 2007. *Kazakhstan: Ethnicity, Language and Power*. London: Routledge.

Diener, Alexander 2005a. "Problematic Integration of Mongolian-Kazakh Return Migrants in Kazakhstan." *Eurasian Geography and Economics* 46(6): 465-478.

——— 2005b. "Kazakhstan's Kin-State Diaspora: Settlement Planning and the *Oralman* Dilemma." *Europe-Asia Studies* 57(2): 327-348.

——— 2007. "Negotiating Territorial Belonging: A Transnational Social Field Perspective on Mongolia's Kazakhs." *Geopolitics* (12): 459-487.

Finke, Peter 1999. "The Kazaks of Western Mongolia." In *Contemporary Kazaks: Cultural and Social Perspectives*. ed. Ingvar Svanberg. 103-139. Richmond: Curzon.

Fumagalli, Matteo 2007. "Ethnicity, State Formation and Foreign Policy: Uzbekistan and 'Uzbeks Abroad'." *Central Asian Survey* 26(1): 105-122.

Joppke, Christian and Zeev Rosenhek 2002. "Contesting Ethnic Immigration: Germany and Israel Compared." *European Journal of Sociology* 43(3): 301-335.

Martin, Terry 2001. *The Affirmative Action Empire: Nations and Nationalism in the Soviet Union, 1923-1939*. Ithaca and London: Cornell University Press.

Megoran, Nick 2002. "The Borders of Eternal Friendship? The Politics and Pain of Nationalism and Identity along the Uzbekistan-Kyrgyzstan Ferghana Valley Boundary, 1999-2000." Ph.D. dissertation. Cambridge University.

Münz, Rainer and Rainer Ohliger eds. 2003. *Diasporas and Ethnic Migrants: Germany, Israel and Post-Soviet Successor States in Comparative Perspective*. London: Frank Cass.

Tukumov, Erkin 2002. "The Kazakhs of Uzbekistan." *Central Asia and the Caucasus* (6): 186-192.

UNDP 2006. "Status of Oralman in Kazakhstan: Overview." Almaty: UNDP Kazakhstan [available at: http://www.undp.kz/library_of_publications/start.html?redir=center_view&id=6838].

Abylkhozhin, Zh. B., M. K. Kozybaev and M. B. Tatimov 1989. "Kazakhstanskaia tragediia." *Voprosy istorii* (7): 53-71.

Alekseenko, Aleksandr 2008. "Immigratsiia v Kazakhstane (1999-2005gg)." CAMMIC Working Papers No. 3. Center for Far Eastern Studies, University of Toyama [available at: http://www3.u-toyama.ac.jp/cfes/horie/CAMMIC-J/Publications_files/CAMMIC-WP3.pdf].

Auezov, M. and S. Zhusupov eds. 2000. *Immigratsionnaia politika v Kazakhstane na primere repatriantov iz dal'nego zarubesh'ia*. Almaty.

- Golunov, S. V. 2005. *Rossiisko-kazakhstanskaia granitsa: Problemy bezopasnosti i mezhdunarodnogo sotrudnichestva*. Volgograd: Izdatel'stvo Volgogradskogo gosudarstvennogo universiteta.
- Kozybaev, M. K., Zh. B. Abylkhodzhin and K. S. Aldazhumanov 1992. *Kollektivizatsiia v Kazakhstane: Tragediia krest'ianstva*. Alma-Ata: Institut istorii i etnologii.
- Mendikulova, G. M. 1997. *Istoricheskie sud'by kazakhskoi diaspory: Proiskhozhdenie i razvitie*. Almaty: Ghylym.
- 2006. *Kazakhskaiia diaspora: istoria i sovremennost'*. Almaty: Vsemirnaia Assotsiatsiia kazakhov.
- Sadovskaia, E. Iu. 2001. *Migratsiia v Kazakhstane na rubezhe XXI veka: osnovnye tendentsii i perspektivy*. Almaty: Ghalim.
- Tatibekov, B. L. et. al. 2004. "Otchet polozhenie oralmanov v Kazakhstane." (未刊行資料)

<インターネット>

Iurist (カザフスタン法律データベース)

<http://base.zakon.kz>

カザフスタン共和国労働社会保障省

<http://www.enbek.kz>

カザフスタン共和国統計庁

<http://www.stat.kz>

[謝辞] 本稿の執筆にあたっては、「中央アジア移民管理と多国間国際協力の必要性に関する研究」(平成19年度文部科学省「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」)プロジェクトに研究分担者として参加させていただいたことが大変有益であった。研究代表者である堀江典生・富山大学極東地域研究センター教授、および国内外のメンバーの方々に謝意を表したい。なおこのプロジェクトの成果として、2010年4月に堀江典生編著『現代中央アジア・ロシア移民論』(ミネルヴァ書房)が刊行された。本書第Ⅲ部にはカザフ人「帰還民」に関する論考も収録されている。

(アジア経済研究所地域研究センター、2009年3月11日受付、2010年2月22日、レフェリーの審査を経て掲載決定)